

## 社会福祉法人の「更なる取組」等について

平成 26 年 3 月 24 日

日本保育協会 保育問題検討委員会

委員長 高橋 英治

### 1. 各団体の組織概要

※ 別紙参照

### 2. 社会福祉法人の「更なる取組」について

- (1) 公益性・非営利性を要素とする社会福祉法人として、地域の福祉ニーズに対応するため、どのような取組が必要と考えているか。
- (2) (1) の取組の現在の実施状況はどのようになっているか。
- (3) (1) の取組を促進するためにはどのようなことが必要か。

※ 社会福祉法人自らが実施事業や個々のネットワークを通じて地域ニーズをつかむ取り組みが求められているのは当然の問いかけと認識するが、一方、「住民主体の原則（協働のまちづくり等）」に基づく様々な地域ニーズを行政計画として取りまとめたものが「地域福祉計画」であり、この「地域福祉計画」と社会福祉法人をリンクすること等の取り組みが必要ではないかと考える。

保育所は特に地域性が濃い種別であり、現在でも、地域（例えば小学校区）の様々な各種団体で構成される組織の一員に属し、地域全体のことや、子どもに関わる問題について意見交換しているケースも多いと聞く。更に、保育所における子育て支援活動や、民生児童委員との連携を持ち、育児相談や育児講座の開設などを行っており、中高生の不登校児童の保育体験を取り入れているところもあるほか、実習生の積極的な受け入れ、中学生の職場体験、高校生の保育体験、中高生の通年でのボランティアの受け入れ、保育というものをより良く知っていただくための、地域の方の一日保育士体験等を行っているところもある。

今後においても、地域の組織の構成員の一員として地域のまちづくりに参画できるような仕組み作りが必要である。

また、昨今増加傾向にある、課題のある子どもへの対応や障がい児保育の促進等、行政機関や療育専門機関との連携を密にしていく必要がある。地域によっては、行政の保健師が視力検査や聴力検査を兼ねて、課題のある子の保育所での様子を見に行き、保育士と話をし、行政と連携して早期療育につなげているケースもある。

### 3. 社会福祉法人の組織について

- (1) 社会福祉法人の事業運営（2（1）の取組含む。）について、地域の福祉ニーズへの対応や適切なPDCAサイクルを確保するには、どのような法人組織の改善が必要か。

※ 前述した、地域の組織の構成員の一員として参画することで、地域の各種団体からの思いを聞くこともできる。定期的にアンケート等を実施することも大切である。

- (2) 社会福祉法人の役割や他の非営利法人との比較、公益法人制度改革等を踏まえ、理事等の権限と責任の明確化（損害賠償責任等）、評議員会の必置等についてどのように考えるか。

※ 近年、保育所に対する予算補助事業として取り組んできた、地域子育て支援センター事業及び一時保育事業が個別の第二種社会福祉事業として法定化される過程で評議員会の設置が弊害となって事業が促進されないことなどの理由から、保育所の経営と併せて地域子育て支援拠点事業と一時預かり事業のいずれか又は双方の事業の実施する場合は評議員会の設置が免除されている経緯がある。

一方、平成27年4月からの施行が予定されている子ども・子育て支援新制度では、新たに小規模保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業等が第二種社会福祉事業として追加されるなど保育所の運営に深く関わる事業が第二種社会福祉事業として法定化されるなど保育所を取り巻く状況は大きく変わろうとしている。

地域におけるきめ細かな子ども・子育て支援の推進が強く要請されている中で、主として保育所を運営する社会福祉法人に多い小規模な法人における評議員会設置の課題や対応策などについて組織としても検討する必要があると考えている。

### 4. 社会福祉法人の規模拡大について

- (1) 2（1）の取組や福祉人材の育成を推進するためには、どの程度の社会福祉法人の規模が必要か。
- (2) 複数法人の合併・事業譲渡を促すためにはどのようなことが必要か。
- (3) 合併等による規模拡大がすぐに来ない場合、複数法人間の協働化の体制としてどのような仕組みが必要と考えるか。
- (4) 合併等による規模拡大がすぐに来ない場合、複数の法人を社員とする統括法人の仕組み（社团的連携）についてどのように考えるか。

※ 保育所については待機児童の問題があり、施設数の増加が課題で、公立保育所の民間移管の促進や新設、更に、新制度で始まる小規模保育事業等を含めれば、法人の規模も複数の施設を経営するようになり、人事考課制度の導入等、キャリアアップの仕組みも作りやすくなる。

また、子ども・子育て支援新制度では、市町村子ども・子育て支援計画の策定が義務付けられ、「教育・保育提供区域」が設定され提供区域における保育所等の役割が明確化される。このような中で提供区域内や隣接区域又は市町村内における他の施設や事業との連携や協働化を推進し、複数法人による合同の職員研修等による保育内容、給食、事故予防など保育の向上と事務の効率化等の取組が必要と考えている。

#### 5. 社会福祉法人の透明性の確保について

- (1) 社会福祉法人の説明責任の対象・方法についてどのように考えるか。
- (2) 財務諸表の公表の徹底についてどのように考えるか。
- (3) 財務諸表以外の定款、役員名簿、役員報酬規程等の公表（公益財団法人と同等）についてどのように考えるか。

※ 財務諸表の公開等は積極的に行うべきである。また、財務内容については、わかりやすくグラフ化することも考えられるのではないか。

#### 6. 適切な監督指導について

- (1) 所轄庁の監督指導の範囲・内容についてどのように考えるか。
- (2) 第三者評価の受審促進についてどのように考えるか。

※ 第三者評価については、前向きに取り組むを進めていく必要がある。また、評価機関の充実を図る必要がある。

#### 7. 福祉人材の確保について

- (1) 社会福祉法人は、どのような人材確保に向けた取組を進めて行くべきか。
  - ① 職員の処遇改善について
  - ② 小規模法人のグループによる共同の人材育成・研修等について
  - ③ 出産・育児・介護といった主要な離職原因への対応について
  - ④ ケアをサポートする補助器具やICTの活用について
- (2) 福祉人材確保の効果的な取組を促進するためには、どのような方策が考えられるか。
  - ① 地域コミュニティ・学校・地方公共団体と連携・協働するための方策について
  - ② 先進的又は優れた取組を行う法人を評価するなどの法人間の努力を促す方策について
  - ③ 地域に求められる介護サービス（小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問看護等）の共同実施によるキャリアコースの多様化や処遇改善について

※ 実習生の積極的な受け入れ。中学校の職場体験の受け入れや高校生の保育体験の受け入れ。中高生が通年でボランティアに参加できる仕組み。(まちづくりパスポート制度等の活用。)また、保育士においては、資格取得のあり方も含め、職務基準の明確化と合わせたキャリアアップできる仕組み作りも必要である。

また、県において、無料職業紹介所として保育士人材バンクを立ち上げ、人材を求める保育施設と働く意思のある保育士が登録し、雇用条件の調整等を行い、就職に結びつける事業を行っているところもある。更に、保育士就職支援セミナーや実地体験研修(保育実習)を、県内の保育所とタイアップして行っている。

## 8. その他要望など

## 社会福祉法人日本保育協会の概要

事務所 〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5丁目53番1号  
TEL 03-3486-4412

### 設 立

昭和37年10月31日 社団法人日本保育協会設立認可  
昭和48年10月22日 社会福祉法人日本保育協会設立認可(改組)  
全国の民間保育所を会員とし、各都道府県(指定都市・中核市)に55支部をおく。(会員7,792施設、平成26年3月現在)

目 的 児童の福祉の増進について相談に応ずる事業  
保育所を経営する事業に関する連絡調整を行う事業

役 員 会 長 津 島 雄 二  
理 事 長 石 井 哲 夫

### 事業の概要

- 1 家庭児童相談(ママさん110番)
- 2 保育事業に関する連絡調整(会員の増強、支部活動の強化及び推進、福利厚生)
- 3 保育所職員等の研修を行う事業
- 4 保育事業の調査研究並びに普及宣伝を行う事業
- 5 保育用品の調査研究並びに開発普及を行う事業
- 6 保育に関する出版物の発行を行う事業(機関紙「保育界」の発行等)
- 7 保育士登録事務処理の受託事業